

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年10月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和5年9月5日（火）正午頃、周南市福川南町において、教育部新南陽学校給食センター職員が運転する公用車が、市道東町・塩田線から県道徳山新南陽線の交差点に進入した際、県道を走行中の車両と衝突する事故が発生した。

この事故により使用不能となった公用車のリース契約を解約した。

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥910,202-

2 専決処分の年月日

令和5年9月29日